

第2章 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例の制定

1 条例制定の背景及び必要性

近年、世界的に野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきております。このような中で、平成4(1992)年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで採択された「生物多様性条約」が採択され、国は、翌年にこの条約に署名しております。この条約に基づき国は平成7年度「生物多様性国家戦略」を策定し、以後二度の見直しを行い、平成19年に「第三次生物多様性国家戦略」が策定されたところです。この国家戦略の中では、種の絶滅阻止や生態系の保全強化が施策の方向とされ、**地域個体群***の安定した存続を図るためのシステム確立の重要性が指摘されているところです。

国内における種の絶滅防止のためには、地域における個体群の保全が重要な要素と考えられます。このため、本府においても、府内の絶滅のおそれのある野生生物種や生態系などの現状を把握し、保全施策を進めるべく調査を行い、平成14年6月に京都府**レッドデータブック***を発刊しました。

この中で、府内の野生生物には、かつては普通に見ることができたものが、人間活動の拡大とともに、生息生育地を奪われたり乱獲されるなどにより急減している種、元々種自体の生存基盤が弱い弱で、わずかな環境変化でも絶滅が心配される状態になりうる種の両者が存在していることが明らかになり、これらの保全を緊急に行うことの必要性が認識されました。

希少な野生動植物を保全する法制度として、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が平成5年に既に施行されていますが、これは、全国的な観点から見て希少な種を対象としたものであり、現在、同法により指定されている73種のうち、京都府に関係する種は10種のみになっています。

このような状況をうけ、京都府の自然生態系を保全するためには、府内において絶滅のおそれのある野生生物を保全する必要があり、また、全国的に分布している種の絶滅は地域における個体群の消滅からはじまるということからも、府内における絶滅の防止や回復など総合的な種の保全条例の創設が不可欠であり、19年度に京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例を制定しました。

2 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例の概要

①条例の目的

府内に生息・生育する野生生物が、府民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、府、府民等が協働して絶滅のおそれのある野生生物の保全を図り、生物の多様性が保持された良好な自然環境を確保し、これを府民共有の財産として次代に継承する。

②条例の特色

(1) 府民協働による保全対策を推進

ア 指定された希少野生生物の生息地等を保全するため、地域住民や保全団体、関係団体等が協働して取り組む仕組みを作り、これを支援する。(生息地等協働保全制度)

イ 保全すべき野生生物の種の指定に当たって、専門家の意見を聞くとともに、府民提案を募集し、府民の参画を得ながら進めるものとする。

(2) 府独自規制によるきめ細かな保全対策

指定された希少野生生物について、「種の保存法」と同様の規制に加え、条例に反して捕獲等された個体の「所持」や、「販売目的の広告」、「繁殖期の巣の破壊等」を禁止するほか、生息地保全地区として指定された地域において、その生態系を乱す「餌付け」や「他地域から

の同種の導入」を禁止するなど、きめ細かな保全対策を講じるものとする。

(3) 府内の貴重な野生生物の絶滅を防ぎ、府内各地域固有の**生物多様性***を保全

「種の保存法」によって保護される全国的に希少な野生生物以外であっても、府内で絶滅のおそれのある野生生物を対象に保全を図り、府内の生物多様性を守るものとする。

→ 種は同じでも、固有の遺伝子をもつ地域個体群も保全対象とする。

②条例の主な内容

(1) 責務について

<府>

- ・府内の野生生物の状況を把握するとともに、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定、府民等と協働して実施するものとする。
- ・地域の開発及び整備等の事業に関する計画の策定及び事業の実施については、絶滅のおそれのある野生生物の生息地等の保全のための措置を講じるものとする。

<府民及び観光旅行者、その他滞在者>

- ・絶滅のおそれのある野生生物の保全に努めるとともに、府が実施する施策に協力するものとする。

<保全団体>

- ・絶滅のおそれのある野生生物の保全の取組について地域と連携するとともに、府の施策に協力するものとする。

<事業者>

- ・事業活動を行うにあたって、絶滅のおそれのある野生生物の生息地等の環境の悪化の防止に努めるとともに、府が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- ・開発事業の計画および実施について、絶滅のおそれのある野生生物の生息地等の保全のための措置を講じるよう努めなければならない。

(2) 保全すべき種の指定

知事は、府内で絶滅のおそれのある野生生物の中から「指定希少野生生物」を指定
*専門委員会が作成する候補案と府民提案をもとに、環境審議会の意見を聞いて指定

(3) 指定希少野生生物の個体に関する規制

ア 生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷

イ 繁殖を保護するため知事が定める巢の破壊、損傷

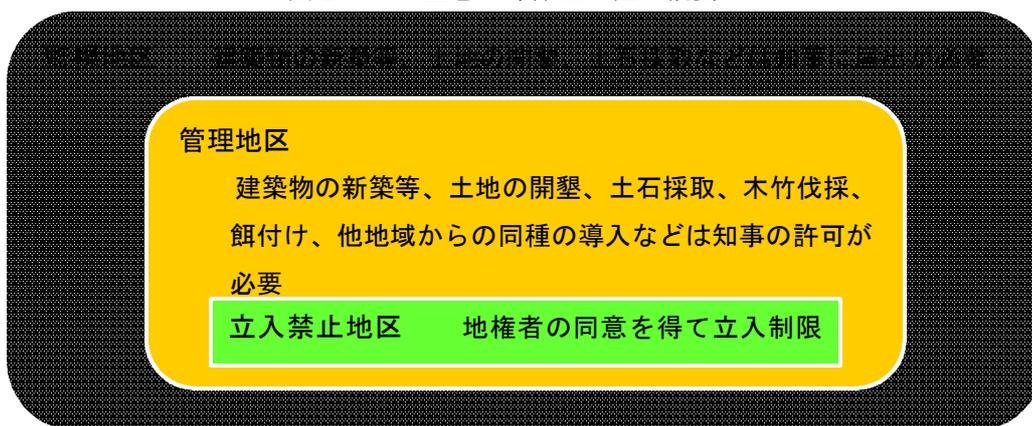
ウ 生きている個体、その器官又はその加工品の所持、譲渡し、譲受け、引渡し、引受け

エ 販売目的の陳列及び広告

(5) 生息地等の保全に関する規制

知事は、指定希少野生生物の保全のため重要と認める区域を生息地等保全地区として指定

図1-7 生息地等保全地区の概要



(6) 保全回復事業の認定等

- ・府は、指定希少野生生物の保全を図るための事業（保全回復事業）の事業計画を定め、必要があると認める場合は保全回復事業を実施するものとする。
- ・国及び市町村が保全回復事業を実施する場合は、知事の確認を受けることができる。
- ・国及び市町村以外の者が保全回復事業を実施する場合は、知事の認定を受けることができる。
- ・知事の確認又は認定を受けた保全回復事業については、生息地等（管理地区及び監視地区）の保全に関する規制の適用を除外するものとする。

(7) 府民協働による保全回復事業（生息地等協働保全制度）

- ・地域住民、その他の団体等と協働して保全回復事業を行おうとする保全団体は、知事の登録を受けることができる。
- ・知事の認定を受けた保全回復事業を行なう登録団体は、地域住民等と協働してより効果的に保全回復事業を実施するための協定を締結し、知事の認定を受けることができる。
- ・知事は認定を受けた協定に係る事業の実施について、登録団体に対して必要な支援を講じるものとする。

(8) 外来生物に関する対策

府は、**外来生物***が絶滅のおそれのある野生生物に与える影響の把握、当該外来生物に関する施策を実施する市町村への助言等必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(9) その他条例で定める事項

- ・府は、府民、保全団体、行政機関、学識経験者等と連携し、絶滅のおそれのある野生生物の保全を推進する体制を整備するものとする。
- ・府は、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する府民の取組を推進するため、保全活動を支える人材の育成に努めるものとする。
- ・府は、生息地等保全地区に関する規制の適用にあたっては、農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(10) 罰 則

種の保存法に準じて指定希少野生生物の個体の取扱規制及び生息地等保全地区における規制に違反した者に罰則を課すものとする。

(11) 施行期日

20年4月1日。ただし(1)、(2)に係る部分については19年1月1日

図 1 - 8 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例の体系図

絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例の体系

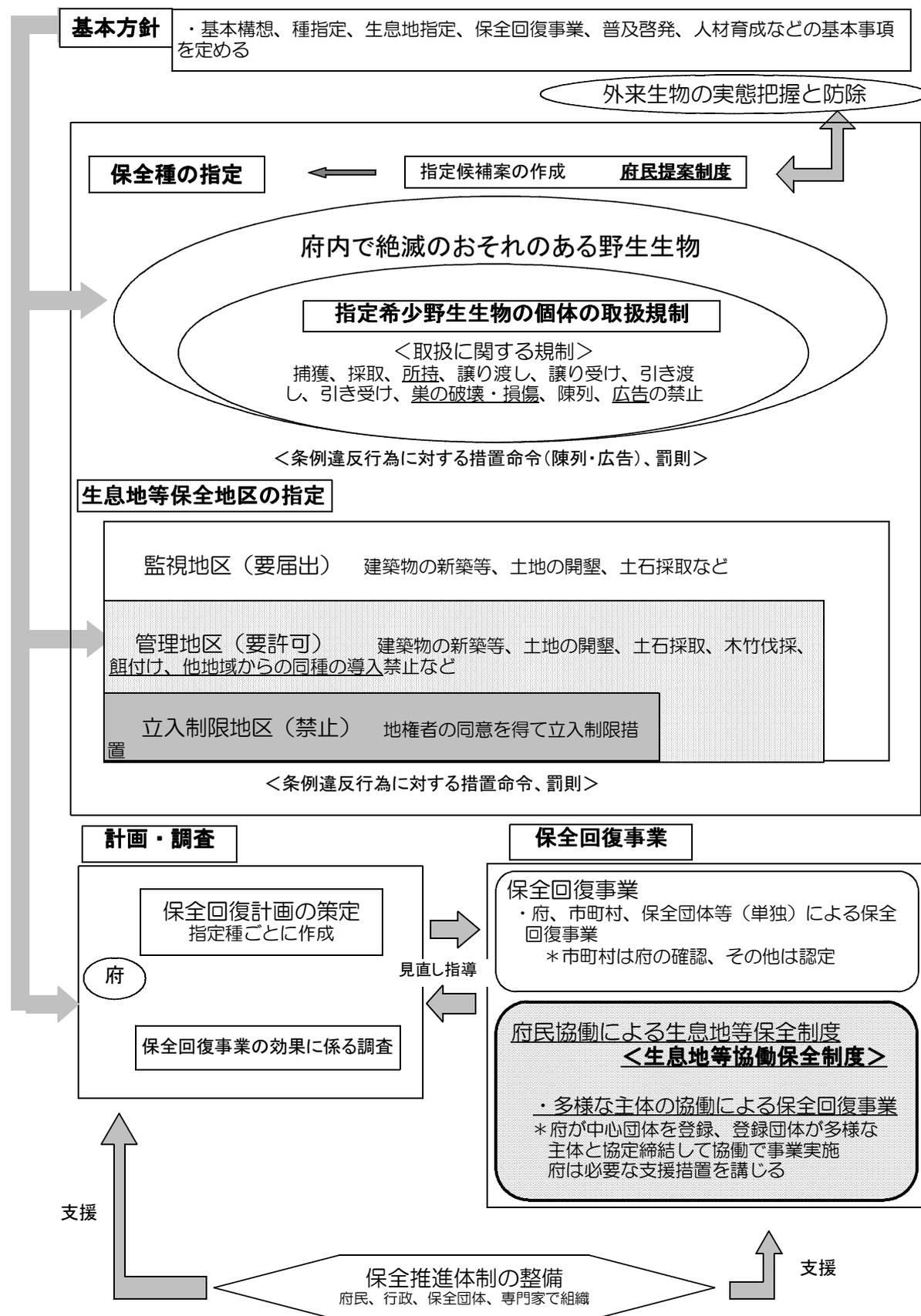


表1-11 指定希少野生生物の保全のための基本方針の概要

項目	内容
第1 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する基本構想	府内における生物多様性保全の重要性と指定希少野生生物の保全の基本的な考え方を規定
第2 指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項	人為の影響により存続に支障を来す事情が生じている種のうちから、指定希少野生生物を選定するに当たっての5つの要件を規定。また、選定に当たって優先的に選定するものや、要件に合致しても選定しないものなどの留意事項も規定。
第3 指定希少野生生物の個体及びその器官等の取扱いに関する基本的な事項	指定希少野生生物の個体の範囲、捕獲等の禁止の考え方、巣の破壊の禁止の対象となるものの考え方を規定
第4 指定希少野生生物の生息地等の保全に関する基本的な事項	生息地等の選定方針及び区域の範囲についての基本的な考え方を規定。鳥類等行動圏が広い動物の場合の生息地等指定について、個体数密度の高い地域等の区域要件を規定
第5 保全回復事業に関する基本的な事項	保全回復事業の内容及び進め方について及び地域住民等との協働による保全回復事業の進め方について規定
第6 野生生物の保全を目的とする他法令に基づく施策との調整に関する基本的な事項	他法令等で保全対策が講じられている種については、種の指定、生息地等保全地区の指定及び保全回復事業の実施に当たって、それぞれ他法令に基づく施策等と十分な調整を図ることを規定
第7 その他の重要事項	希少野生生物の存続に支障を来す外来生物に関する事項、推進体制の整備に関する事項、調査研究の推進に関する事項、府民の理解の促進と意識の高揚に関する事項等を規定

3 住民との協働による絶滅危惧種・生息地の保全モデル事業

①目的

地域住民・NPO*、行政などがパートナーシップにより絶滅危惧種やその生息地を保全する「生息地等協働保全制度」のモデル事業として、京都府レッドデータブック絶滅寸前種『アユモドキ』を事例に、住民協働方式による保全プロジェクトを実施する。

アユモドキ



ドジョウ科の淡水魚類。(日本固有種)

全国で亀岡市桂川水系と岡山市旭川水系の2箇所だけに生息する絶滅寸前種。かつては八木町内の用水路にも生息していたが、すでに絶滅。

京都の自然200選(動物部門)に選定。

アユモドキが減少した原因は、密漁による乱獲のほか、水田の耕作方法の変化や用水路への水供給の停止、河川への汚水の流入などが指摘されている。アユモドキを絶滅から守るためには、地域住民の理解と協働した保全の取組が重要な課題となっている。

②事業の内容

(1) アユモドキ生息調査

調査期間：17～19年度

調査内容：桂川流域での生息調査、産卵行動の調査等を実施

(2) 密漁防止対策(平成17年度)

アユモドキの密漁防止対策として、パトロール等の取組を行う。

(3) アユモドキ保全対策

ア アユモドキを活用した地場産業の展開と環境保全調査（17年度）

アユモドキが生息する亀岡においてアユモドキを活かした地場産業の展開の調査を実施。農業と関わりの深いアユモドキを活用した農業のあり方について調査等をし、保全と活用の両方の要素を持った展開の検討を行った。

イ アユモドキカムバック大作戦（18～19年度）

水田と水路を行き来していたアユモドキを現在の水田にも呼び戻すこととアユモドキやその環境を知ってもらうためにアユモドキの保全と農業体験を一緒に行う環境学習を実施した。

図 1 - 9 アユモドキカムバック大作戦の取組みの状況

